

○国土交通省告示第五百二十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十九年四月二十六日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

第1 起業者の名称 西日本高速道路株式会社

第2 事業の種類 高速自動車国道東九州自動車道新設工事（都農インターチェンジ（仮称）から高鍋インターチェンジ（仮称）まで）並びにこれに伴う町道及び農業用道路付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 宮崎県児湯郡都農町大字川北字尾立及び字竜ヶ平地内

宮崎県児湯郡川南町大字川南字森ヶ久保、字宮田上、字八幡山、字上原北分、字上原南分、字土尻、字沓袋畑、字前田、字黒岩北、字黒岩、字明野、字蔵座村、字内野丸、字宮田、字山ノ口、字蟻ノ草、字谷ノ口、字野中、字山瀬谷、字市納上、字須田久保、字前ノ田、字赤坂下、字尾花坂上、字尾花西平、字角谷及び字角谷下地内
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江字竹鳩及び字五郎丸河原地内

2 使用の部分 宮崎県児湯郡都農町大字川北字尾立及び字竜ヶ平地内

宮崎県児湯郡川南町大字川南字宮田上、字八幡山及び字沓袋畑地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、宮崎県児湯郡都農町大字川北字竜ヶ平地内から同郡高鍋町大字上江字五郎丸河原地内までの延長約12.9kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道東九州自動車道新設工事（都農インターチェンジ（仮称）から高鍋インターチェンジ（仮称）まで）並びにこれに伴う町道及び農業用道路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「高速自動車国道東九州自動車道新設工事（都農インターチェンジ（仮称）から高鍋インターチェンジ（仮称）まで）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号に規定する高速自動車国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される町道の従来機能を維持するための付替工事は、同条第4号の市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。さらに、本体事業の施行に

より遮断される農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

高速自動車国道の新設は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第1項の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項に規定する協定（以下「協定」という。）に基づき、西日本高速道路株式会社が国土交通大臣の許可を受けて行うことができるとされているところ、本体事業について平成18年3月31日付けで西日本高速道路株式会社が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と協定を締結し、同日付けで国土交通大臣の許可を受けていることなどから、起業者である西日本高速道路株式会社は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

高速自動車国道東九州自動車道（以下「本路線」という。）は、北九州市を起点とし、大分市、宮崎市等を経由し、鹿児島市に至る延長約436kmの路線であり、東九州地域の各都市間を結ぶとともに、九州縦貫自動車道等との連絡により九州地域における広域的な連携を図り、東九州地域内外の連携の強化及び交流の拡大により、地域産業及び地域経済の活性化、沿線諸都市の発展等に資することを目的とするものである。

本路線が通過する宮崎県児湯地域（以下「児湯地域」という。）は、国指定名勝「尾鈴山瀑布群」を代表する「矢研の滝」を有するほか、トマト等の農作物や食用豚等の畜産物を中心とした大規模な農畜産業が盛んに行われていることから、宮崎県の産業、経済及び文化の発展に重要な役割を担っているが、児湯地域においては、東九州地域内外の各都市への移動のみならず、宮崎空港及び宮崎港への移動に多大な時間を要しており、自動車交通の高速化及び定時性の確保が強く求められているところであり、高速交通ネットワークの構築が重要な課題となっている。

また、本路線と並行する一般国道10号（以下「国道10号」という。）は、太平洋沿岸部を縦貫する主要幹線道路であるが、東九州地域における物流等による通過交通と地域住民の日常的な生活の利用による地域内交通がふくそうしており、自動車交通量が多く、各所において慢性的な交通混雑が発生していることから、円滑な自動車交通が阻害されている状況にある。

平成17年度道路交通センサスによると、国道10号の自動車交通量は、宮崎県児湯郡川南町番野地内にて25,374台/日、混雑度は1.52となっている。

本件事業の完成により、児湯地域と宮崎市、宮崎空港及び宮崎港、さらには北九

州地域との間に高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による広域的な利便性が向上することから、東九州地域内外の連携の強化及び交流の拡大が図られるほか、北九州地域への輸送時間が短縮されることにより、児湯地域で生産される農作物及び畜産物の市場圏の拡大並びに新たな旅客の誘発等による観光の振興が期待され、地域産業及び地域経済の活性化に寄与するものとなる。また、国道10号が有する主要幹線道路としての機能を本路線が補完及び代替することから、国道10号の円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である宮崎県知事が「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）に基づき、平成8年9月に本体事業に係る環境影響評価を実施したところ、いずれの項目も環境基準等を満足するものと評価されている。また、本件事業認定の申請にあたり、起業者は、計画交通量（平成34年）等の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、上記の環境影響評価の項目のうち、交通量の変化が環境影響評価結果に影響を及ぼすおそれのある大気質及び騒音について環境影響照査を実施したところ、上記の環境影響評価結果と同様、いずれの項目においても環境基準等を満足するものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件区間内の土地においては、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が44箇所存在するが、起業者は、宮崎県教育委員会との協議により記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、児湯地域と宮崎市、北九州地域等の間における高速交通ネットワークの形成、自動車交通の高速化及び定時性の確保等を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づく2車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本体事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成8年10月17日に都市計画決定され、平成13年5月31日に変更決定されており、事業計画の基本的内容は、道路規格及び車線数を除き、当該都市計画と整合しているものである。

なお、本体事業の事業計画は、4車線の事業として都市計画決定されているとこ

ろ、2車線の事業として施行するものであるが、本体事業については、変更決定された区域の範囲内において、支障及び隣接する物件数、事業に要する期間、事業費等、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行することとされており、適切なものと認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う町道及び農業用道路の付替工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、児湯地域においては、自動車交通の高速化及び定時性の確保のため、高速交通ネットワークを早期に整備する必要があるとともに、できるだけ早期に国道10号の交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、鹿児島市議会議長を会長とする九州市議会議長会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 宮崎県児湯郡都農町役場、同郡川南町役場及び同郡高鍋町役場